

史料1

- 【資料名】(書状) (摂州西成郡高畑村殺害人九郎兵衛人相書公辺よりの触)
【年代】 4月3日 (大矢家文書 14425)
【作成】 三好新八郎

史料2

- 【資料名】(書状) (上麻村新五郎悴栄蔵人相書並びに搜索の依頼)
【年代】 4月28日 (大矢家文書 11082)
【作成】 三好新八郎

史料3

- 【資料名】(書状) (吉岡村にて首つりの人相書の触) (大矢家文書 12269)
【年代】 7月3日
【作成】 三好新八郎

【解説】

時代劇などのフィクションにおいて、人相書はちよくちよく登場する。下手人などの指名手配が主で、岡っ引たちが「ふてえ野郎だ」とか言いながら、それが掲示された高札場を遠巻きに眺めているのだ。

往々にして、その似顔絵は極悪面である。わかりやすく、大きな疵があったりもする。そしてそれは、ものすごくそっくりにできている。

これらは演出の都合上、下手人が物陰からちらりと意味深に登場しただけで「この人だ!」と印象付けるための、視聴者の視覚に訴えた手法であるが、その実、人相書に似顔絵は無い。文字のみで、顔や身体、服装の特徴を箇条書きにしている。そもそも絵にどの程度の実用性があつたか疑問であるが、今回は文字の優位性について考えてみよう。

人相書などの通達は、基本的に廻状という回覧板のような形式をとる。例えば史料1では、まず京極家家老佐々九郎兵衛から、藩士笠原氏、間宮氏、村松氏へ。次に、この三名から各地の大庄屋へ。最終的に、現在の三豊市周辺を治める大庄屋三好新八郎氏が、管轄する村々の庄屋へ触を出した。

この何段階にも枝分かれする情報伝達経路の中で、必然的に発生するのが筆写である。これを次に廻しても手元に情報が残るように書き写すのだ。言語を記すことは記号表現であり、誰が書いても意味は同じになる。つまり、意思疎通という点において、記号内容である対象をそのまま絵にするよりも確実にその概念を伝達でき、下手人の発見には効率が良いといえる。

また人相書は、犯罪者だけでなく、行方不明者や身元不明者の搜索にも用いられた。各史料を順に紹介しよう。

史料1は、同じ村に住む久兵衛を殺害して逃走した、九郎兵衛という男を指名手配したものである。他国で起こった事件であるので、藩の家老から通達が降りてき

ている。その特徴から、がたいがよく、目鼻立ちのはっきりとした、濃い顔の男のようだ。

史料2は、進五郎の息子栄蔵の搜索を願ったものである。栄蔵は宿泊先を立って以降消息を絶ったらしく、太鼓や鉦を鳴らして探すことになったようだ。しかし、この栄蔵という男、10歳程度の外見にもかかわらず、実年齢は32歳だということだから驚きの童顔だ。

史料3は、身元不明の男の知り合いを探したものである。入墨のあるこの男は、森の中で首をくくっていた。外傷がなく、自殺と思われる。身元を特定するものになかったため、この様に特徴を挙げて、心当たりのある者に名乗り出てもらおう、ということだった。夏の時期なので傷みが気になるところである。

【翻刻文 史料1】

御尋者之儀二付

一髪并月代とも濃キ方

公辺被仰出之御書付

公辺被仰出之御書付

一口常躰齒並よく白キ方

写壺通指越候間得其意

写壺通指越候間被得其

一耳常躰少し大キ方

寺社末々迄不洩様申触

一念郷中一統へ可被相触候以上

一言舌静なる方

自然不処之筋も有之候ハハ早々可申出旨旁

佐々九郎兵衛

一其節之衣類木綿紺

可被申触候以上

三月廿五日

白豎縞単物ヲ着候同

村松三蔵

笠原太郎兵衛殿

右之通之者於有之候は

間宮藤兵衛

間宮藤兵衛殿

其処へ留置御料は御

笠原太郎兵衛

村松三蔵殿

代官私領は領主地頭へ

大庄屋中

去己六月晦日夜撰州

可申出若及見聞二候ハハ

右之通御触有之候間

西成郡宮畑村久兵衛ヲ

其段も可申出候尤家来

此旨御承知寺社末々迄

及殺害逃去候同人日雇

又者等入念可遂吟味候

一統不洩様御申触有之

同村九郎兵衛人相書

隠し置脇より相知候ハハ

候以上

一生国右宮畑村

可為曲事候

四月三日 三好新八郎

一年齡三拾歳二而年より

増候方二相見へ候

下勝間村

一肉太り丈高キ方

午二月

笠岡村

候方

右之通御触有之候間

上高野村

一眼ニ夕皮眼少し大キ方

一鼻高キ方

本大村

一眉濃キ方

大野村

一眉濃キ方

西之村

一眉濃キ方

中之村

【史料2】

急申触候然は

上麻村

新五郎倅

栄蔵

人相

参拾貳才

顔長キ方 但頭半

色白キ方

眼細キ方

鼻口常躰

背低キ方

年齢拾才斗二相見へ候

着用

崩と紺之堅縞単物

古キ真田帯ヲメ

右之者当月十一日宿元ヲ

立出罷帰リ不申候ニ付方々

相尋候得共行衛相知レ

不申候間処々山林太鼓

鉦二而呼尋申度段注進

申出候処御聞届ニ相成候

間此旨御承知右躰之者

見当リ候者有之候ハハ

右村方へ早々為相知候

御申触可被成候以上

三好新八郎

四月廿八日

下勝間村

笠岡村

上高野村

本大村

大野村

西之村

中之村

尚以早々順達留より返却

可有之候メ

【史料3】

急申触候然は

人相書

一年齡四拾歳位

一中背中肉

一面長キ方

一眼少キ方

一鼻筋通高キ方

一髮月代薄キ方

一惣身無疵

一右腕入墨寿捻桜

一左腕二勝之字

一首筋白雲有方

一丸裸二而じよん切

帯尺メ居申候

右之者去ル廿九日

朝吉岡より藤之木

森中ニ白木綿下

帯二而首を釣リ相

果居申候間半然

心当リ之者も有之候

ハハ早々見ニ参リ候様

掛合有之候間此者御

承知被申触可有之

候以上

三好新八郎

七月三日

下勝間村

笠岡村

上高野村

本大村

大野村

西野村

中之村